

令和8年

第4回教育委員会会議

報告第2号

秋田県教育委員会

報告第2号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和8年3月11日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 2 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和8年3月5日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和8年3月3日付け財-464により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会に関する事項)

教総—— 2 6 2 7

令和 8 年 3 月 5 日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 8 年 3 月 3 日付け財 - 4 6 4 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

財—— 464

令和8年3月3日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩幸 様

秋田県知事 鈴木 健太

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和8年秋田県議会第1回定例会(3月6日追加提案分)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、3月5日(木)までに回答してください。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会に関する事項)

担 当：総務部財政課

財政企画チーム 田口

電 話：018-860-1101



令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		10,000	入	10,000	
	4		高等学校費		10,000	入	10,000	
		2	高等学校管理費		10,000	入	10,000	
			学校運営費	01 (新)高等学校等教育改革促進事業	10,000	入	10,000	高校教育改革を先導する拠点の創出等に向けた体制構築に要する経費
			合計		10,000	入	10,000	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番 号		科 目 名	事 業 名		予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目					特 定	一 般	
10		教育費			23,783	国 9,496	14,287	
	6	社会教育費			23,783	国 9,496	14,287	
	4	芸術文化振興費			23,783	国 9,496	14,287	
		芸術文化振興事業費	01 あきたMuseum機能強化事業		23,783	国 9,496	14,287	地域未来交付金等活用事業
		合計			23,783	国 9,496	14,287	

令和 7年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課文化財保護室
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△19,276		△19,276	
	6		社会教育費		△19,276		△19,276	
		3	文化財保護費		△19,276		△19,276	
			文化財保護助成費	01 重要文化財天徳寺保存修理事業	△19,276		△19,276	決算見込みによる補正
			合計		△19,276		△19,276	

第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加 分

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費			33,783
	4 高 等 学 校 費		10,000
		高 等 学 校 等 教 育 改 革 促 進 事 業	10,000
	6 社 会 教 育 費		23,783
		あ ぎ た M u s e u m 機 能 強 化 事 業	23,783

令和7年度2月補正予算（追加提案）の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 4 3 億 7, 4 6 7 万 6 千円
今 回 補 正 額	1, 4 5 0 万 7 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 4 3 億 8, 9 1 8 万 3 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

(1) 高校教育課

(新) 高等学校等教育改革促進事業 10,000 (⊕10,000)

「高等学校等教育改革促進臨時対策基金」を活用し、公立高校等の教育改革を先導する拠点の創出や、県における「改革実行計画」の策定に必要な体制を構築するため、アドバイザーの配置や効果検証等に係る調査研究の委託等を行う。

【事業の概要】

- ① 外部有識者等からの助言・意見聴取
- ② 民間事業者への調査研究委託
- (ア) 「高校改革支援コーディネーター」の配置
- (イ) 改革先導拠点における関係者との連携・協働体制の構築に向けた支援

【今後のスケジュール】

- ・ 令和8年 5月中旬頃 改革先導拠点に係る文部科学省への公募申請
- ・ 令和8年 6月下旬頃 採択決定
- ・ 令和8年12月下旬頃 高校教育改革実行計画の策定

(2) 生涯学習課

あきたMuseum機能強化事業 23,783 (⊕9,496 ⊖14,287)

令和8年度当初予算で計上している地域未来交付金活用事業について、国における年度内の予算成立が流動的であることから、4月からの事業実施に影響が出ないよう当初予算と同じ内容を補正予算に計上する。

※今年度内に交付決定された場合は、次年度6月補正予算で減額予定。

(3) 生涯学習課文化財保護室

重要文化財天徳寺防災施設整備事業 △19,276 (⊖△19,276)

重要文化財天徳寺防災設備の改修について、入札不調により、年度内に整備が完了しないため、減額補正を行う。

(4) 繰越明許費補正

①高等学校等教育改革促進事業（高校教育課） 10,000 (⊕10,000)

年度内で事業が終了しないため、所要額を次年度に繰り越す。

②あきたMuseum機能強化事業（生涯学習課） 23,783 (⊕9,496 ⊖14,287)

国の補正予算（地域未来交付金）を充当し、4月1日から事業を実施するため、所要額を次年度に繰り越す。

※補足説明：財源について

- ⊕ 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
- ⊕ 繰入金 (基金会計からの繰入金)
- ⊖ 一般財源

令和7年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,705,013	0	1,705,013
総務課施設整備室	5,635,076	0	5,635,076
教職員給与課	77,747,357	0	77,747,357
幼保推進課	7,347,535	0	7,347,535
義務教育課	2,511,861	0	2,511,861
高校教育課	5,751,088	10,000	5,761,088
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	106,156	0	106,156
特別支援教育課	1,304,184	0	1,304,184
生涯学習課	1,102,771	23,783	1,126,554
生涯学習課文化財保護室	458,312	△19,276	439,036
保健体育課	229,065	0	229,065
福利課	476,258	0	476,258
歳 出 合 計	104,374,676	14,507	104,389,183

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,769,578	0	6,769,578
	2 児童福祉費	6,769,578	0	6,769,578
10 教育費		97,560,214	14,507	97,574,721
	1 教育総務費	14,224,148	0	14,224,148
	2 小学校費	25,045,194	0	25,045,194
	3 中学校費	17,644,927	0	17,644,927
	4 高等学校費	27,038,084	10,000	27,048,084
	5 特別支援学校費	10,330,769	0	10,330,769
	6 社会教育費	2,969,652	4,507	2,974,159
7 保健体育費		307,440	0	307,440
11 災害復旧費		44,884	0	44,884
	4 文教施設災害復旧費	44,884	0	44,884
歳 出 合 計		104,374,676	14,507	104,389,183

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	80,606,528	△100	80,606,428	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	5,195,262	32,433	5,227,695	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,330,476	0	2,330,476
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	10,500,764	1,450	10,502,214
	積立金	基金会計への積立金	182,037	0	182,037
	貸付金	貸付金	572	0	572
	小計		13,013,849	1,450	13,015,299
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	123,214	0	123,214	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	667,004	0	667,004	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,723,935	△19,276	4,704,659	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	44,884	0	44,884	
歳 出 合 計		104,374,676	14,507	104,389,183	

令和8年

第4回教育委員会会議

議案第5号

秋田県教育委員会

議案第五号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案
 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一～六 略 七 秋田県立大館桂桜高等学校 八 秋田県立比内支援学校たかのす校	別表（第二条関係） 一～六 略

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。こ
 れが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 案要綱

1 改正理由

地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要がある。

2 改正内容

秋田県立大館桂桜高等学校、秋田県立比内支援学校たかのす校に、新たに学校運営協議会を設置することとする。（別表関係）

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第4回教育委員会会議

議案第6号

秋田県教育委員会

議案第六号

秋田県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

秋田県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号 県指定有形（有形民俗）文化財指定申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名</p> <p>—</p> <p>県指定有形（有形民俗）文化財の 指定申請について（申請）</p> <p>略</p>	<p>様式第1号 県指定有形（有形民俗）文化財指定申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名</p> <p>㊦</p> <p>県指定有形（有形民俗）文化財の 指定申請について（申請）</p> <p>略</p>
<p>様式第2号 指定同意書</p> <p>略</p> <p>住所 氏名</p> <p>—</p>	<p>様式第2号 指定同意書</p> <p>略</p> <p>住所 氏名</p> <p>㊦</p>

指 定 同 意 書

略

指 定 同 意 書

略

様式第3号 指定書再交付申請書

様式第3号 指定書再交付申請書

略

略

住 所
所有者
氏 名

—

略

略

住 所
所有者
氏 名

㊦

県指定有形（有形民俗）文化財指定書の
再交付について（申請）

県指定有形（有形民俗）文化財指定書の
再交付について（申請）

略

略

様式第4号 管理責任者選任（解任）届出書

様式第4号 管理責任者選任（解任）届出書

略

略

住 所
所有者
氏 名

—

略

略

住 所
所有者
氏 名

㊦

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の管理責任者選任（解任）について（届出）

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の管理責任者選任（解任）について（届出）

略

略

様式第 5 号 所有者変更届出書

様式第 5 号 所有者変更届出書

略

略

住所
旧所有者
氏名

—

住所
新所有者
氏名

—

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の所有者の変更について（届出）

略

略

略

住所
旧所有者
氏名

㊦

住所
新所有者
氏名

㊦

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の所有者の変更について（届出）

略

様式第 6 号 滅失（き損、亡失、盗難）届出書

様式第 6 号 滅失（き損、亡失、盗難）届出書

略

略

住所
所有者
氏名

—

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然

略

略

住所
所有者
氏名

㊦

県指定有形文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然

<p>記念物)の滅失(き損、亡失、盗難)について(届出) 略</p>	<p>記念物)の滅失(き損、亡失、盗難)について(届出) 略</p>
<p>様式第7号 所在変更届出書</p> <p>略</p> <p>住所 所有者 氏名 —</p> <p>県指定有形(有形民俗)文化財の所在の変更について(届出) 略</p>	<p>様式第7号 所在変更届出書</p> <p>略</p> <p>住所 所有者 氏名 ㊟</p> <p>県指定有形(有形民俗)文化財の所在の変更について(届出) 略</p>
<p>様式第8号 現状変更許可申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名 —</p> <p>県指定有形文化財(有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物)の現状変更()の許可について(申請) 略</p>	<p>様式第8号 現状変更許可申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名 ㊟</p> <p>県指定有形文化財(有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物)の現状変更()の許可について(申請) 略</p>

	<p>様式第 9 号 修理届出書</p> <p>略</p> <p>住所 届出者 氏名 —</p> <p>県指定有形文化財（史跡、名勝、天然記念物）の修理について（届出）</p> <p>略</p>	<p>様式第 9 号 修理届出書</p> <p>略</p> <p>住所 届出者 氏名 ㊦</p> <p>県指定有形文化財（史跡、名勝、天然記念物）の修理について（届出）</p> <p>略</p>
<p>様式第 10号</p> <p>県指定無形（無形民俗）文化財指定（県選定保存技術選定）申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名 —</p> <p>県指定無形（無形民俗）文化財指定（県選定保存技術選定）の申請書について（申請）</p> <p>略</p>	<p>様式第 10号</p> <p>県指定無形（無形民俗）文化財指定（県選定保存技術選定）申請書</p> <p>略</p> <p>住所 申請者 氏名 ㊦</p> <p>県指定無形（無形民俗）文化財指定（県選定保存技術選定）の申請書について（申請）</p> <p>略</p>	

様式第 1 1 号 認定書再交付申請書

略	住所	略
申請者	氏名	—
県指定無形文化財（県選定保存技術）の認定書の再交付について（申請）		
略		

様式第 1 1 号 認定書再交付申請書

略	住所	略
申請者	氏名	㊦
県指定無形文化財（県選定保存技術）の認定書の再交付について（申請）		
略		

様式第 1 2 号 保持者氏名等（保持団体名称等）変更届出書

略	住所	略
届出者	氏名	—
県指定無形文化財（県選定保存技術）の保持者氏名等の変保持保存団体の名称等変更）について（届出）		
略		

様式第 1 2 号 保持者氏名等（保持団体名称等）変更届出書

略	住所	略
届出者	氏名	㊦
県指定無形文化財（県選定保存技術）の保持者氏名等の変更（保持団体の名称等変更）について（届出）		
略		

様式第 1 3 号 保持者故障届出書

様式第 1 3 号 保持者故障届出書

<p>略</p> <p>住所 保持者 氏名 —</p> <p>略</p> <p>県指定無形文化財（県選定保存技術）保持者の故障 について（届出）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>住所 保持者 氏名 ㊦</p> <p>略</p> <p>県指定無形文化財（県選定保存技術）保持者の故障 について（届出）</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>住所 相続人 氏名 —</p> <p>略</p> <p>県指定無形文化財（県選定保存技術）保持者の死亡 について（届出）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>住所 相続人 氏名 ㊦</p> <p>略</p> <p>県指定無形文化財（県選定保存技術）保持者の死亡 について（届出）</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>様式第 1 5 号 保持団体（保存団体）解散届出書</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第 1 5 号 保持団体（保存団体）解散届出書</p> <p>略</p>

<p>略</p> <p>保持（保存）団体</p> <p>所在地</p> <p>代表者氏名</p> <p>—</p> <p>県指定無形文化財保持団体（県選定保存技術保存団体）の解散について（届出）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>保持（保存）団体</p> <p>所在地</p> <p>代表者氏名</p> <p>㊦</p> <p>県指定無形文化財保持団体（県選定保存技術保存団体）の解散について（届出）</p> <p>略</p>
<p>様式第16号 現状変更届出書</p> <p>略</p> <p>住所</p> <p>所有者氏名</p> <p>—</p> <p>県指定有形民俗文化財の現状変更について（届出）</p> <p>略</p>	<p>様式第16号 現状変更届出書</p> <p>略</p> <p>住所</p> <p>所有者氏名</p> <p>㊦</p> <p>県指定有形民俗文化財の現状変更について（届出）</p> <p>略</p>
<p>様式第17号 県指定史跡（名勝、天然記念物）指定申請書</p> <p>略</p>	<p>様式第17号 県指定史跡（名勝、天然記念物）指定申請書</p> <p>略</p>

<p>住所 申請者氏名 —</p> <p>県指定史跡（名勝、天然記念物） の指定申請について（申請）</p> <p>略</p>	<p>住所 申請者氏名 ㊦</p> <p>県指定史跡（名勝、天然記念物） の指定申請について（申請）</p> <p>略</p>
<p>様式第18号 所在等異動届出書</p> <p>住所 申請者氏名 —</p> <p>県指定史跡（名勝、天然記念物）土地の所在 等の異動について（届出）</p> <p>略</p>	<p>様式第18号 所在等異動届出書</p> <p>住所 申請者氏名 ㊦</p> <p>県指定史跡（名勝、天然記念物）土地の所在 等の異動について（届出）</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由で

ある。

秋田県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

押印方式による手続を求める様式を改めることとする。

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとする。

令和8年

第4回教育委員会会議

報告事項（1）

令和7年度秋田県学習状況調査結果の概要について

秋田県教育委員会

令和7年度秋田県学習状況調査 結果の概要

令和8年3月11日

義務教育課

○調査の概要

【趣旨】

学習指導要領の内容の定着度等を把握し、本県が進める少人数学習の成果や課題を捉え、学習指導の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査、本調査及び高校入試を活用して、学習指導における検証改善サイクルを確立し、児童生徒の学力向上に資する。

【調査対象】

小学校第4、5学年及び中学校第1、2学年の児童生徒
(義務教育学校対象学年の児童生徒、特別支援学校の対象となる児童生徒を含む)
※令和7年度から、小学校第6学年の児童を対象外とした。

【調査内容】

○教科に関する調査

小学校第4学年 … 3教科 (国語、算数、理科)
小学校第5学年 … 4教科 (国語、社会、算数、理科)
中学校第1学年 … 5教科 (国語、社会、数学、理科、英語)
中学校第2学年 … 5教科 (国語、社会、数学、理科、英語)

○学習の意欲等に関する質問紙による調査

「学習習慣や学校生活についての意識」「ICT活用の状況」
「各教科等の学習に対する意識」「読書についての意識」等の項目による

【参加学校数及び児童生徒数】

○参加学校数

・小学校等 172校 (義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む)
・中学校等 106校 (義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

○参加児童生徒数

・小学校第4学年…5, 596人 ・中学校第1学年…5, 675人
・小学校第5学年…5, 718人 ・中学校第2学年…5, 787人

※参加人数は教科等によって若干の変動があるため、各学年での調査のうち、最も多くの児童生徒が取り組んだ教科等での数値を示している。

【調査実施日】

○小学校 … 令和7年12月 3日 (水)
○中学校 … 令和7年12月 4日 (木)

○結果概況と考察

【教科の学習状況に関する調査の結果について】

- 小学校では、全ての学年・教科において「おおむね満足」な状況である。
- 中学校では、第1学年の国語、社会、英語、第2学年の国語、英語において「おおむね満足」な状況である。県平均通過率が低い教科においては、既習の知識や技能等を活用すること、思考・判断し表現することについての問題の通過率が低いことが影響を及ぼしている。

中学校の平均通過率が低かったことを受けて、学習内容の系統性を踏まえた指導を一層工夫することが必要である。また、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、習得した知識及び技能を活用して課題を解決する学習活動の一層の充実を図る必要がある。

【学習の意欲等に関する質問紙調査の結果について】

- 学習に対する意欲については、全ての学年で肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合が高い。特に、「勉強は大切だ」「ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、学ぶことの重要性や意義等を感じながら学習に取り組んでいる児童生徒や各教科等で学習する内容を日常生活に役立てようとする意識をもっている児童生徒が多いことがうかがえる。
- 生活全般については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。特に、「自分にはよいところがあると思う」に対する肯定的な回答の割合が、小学校第5学年及び中学校第1学年において、この3年間で最も高くなっていることから、学校生活の様々な場面において、児童生徒が自身のよさや可能性を認識できるよう、教師が働き掛けを充実させていることがうかがえる。
- 日頃の授業に関する質問については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、各学校においては、話し合う目的を明確にすることで、児童生徒が意欲的に話し合う活動に取り組むことができるようにしている様子が見られる。
- 家庭学習については、小・中学校とも、平日のみならず、休日にも多くの時間を学習に充てている様子が見られる。

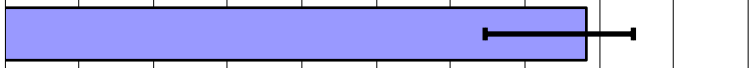
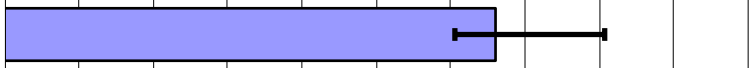
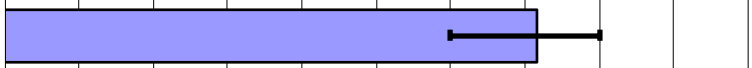
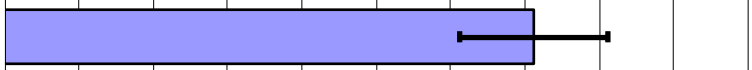
ほぼ全ての質問項目において、肯定的な回答の割合が高い状況を維持していることから、本県の児童生徒は、生活や学習に前向きな態度で取り組んでいる様子が見られる。これは、各学校が、児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的・対話的に学びを深めることができるよう、様々な工夫を凝らした取組を行うとともに、自校の特色を生かして進めている「地域に根ざしたキャリア教育の充実」や「『問い』を発する子ども」の育成に向けた取組等を通して、望ましい生活習慣や学習習慣を育てていることが要因であると考えられる。

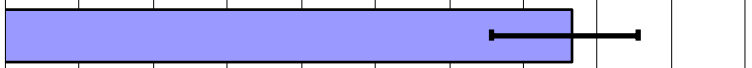
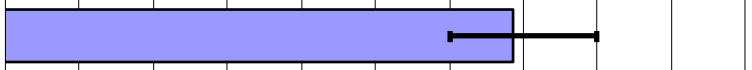
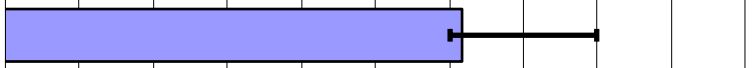
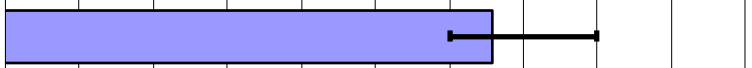
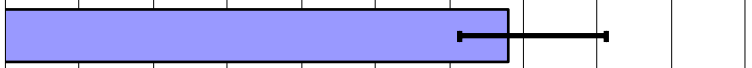
1 教科に関する調査の結果

通過率 ：各問題ごとの正答した児童生徒の人数の割合（各学校の通過率の例：50人中30人が正答していれば60%）
平均通過率 ：全問題の通過率の平均（100点満点に換算したときの平均点とみることができる。）
設定通過率 ：問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足」な状況とするかをあらかじめ定めた値（分析する上で参考として示している。）

(1) 小学校の平均通過率（グラフの は設定通過率の±10%の範囲）

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

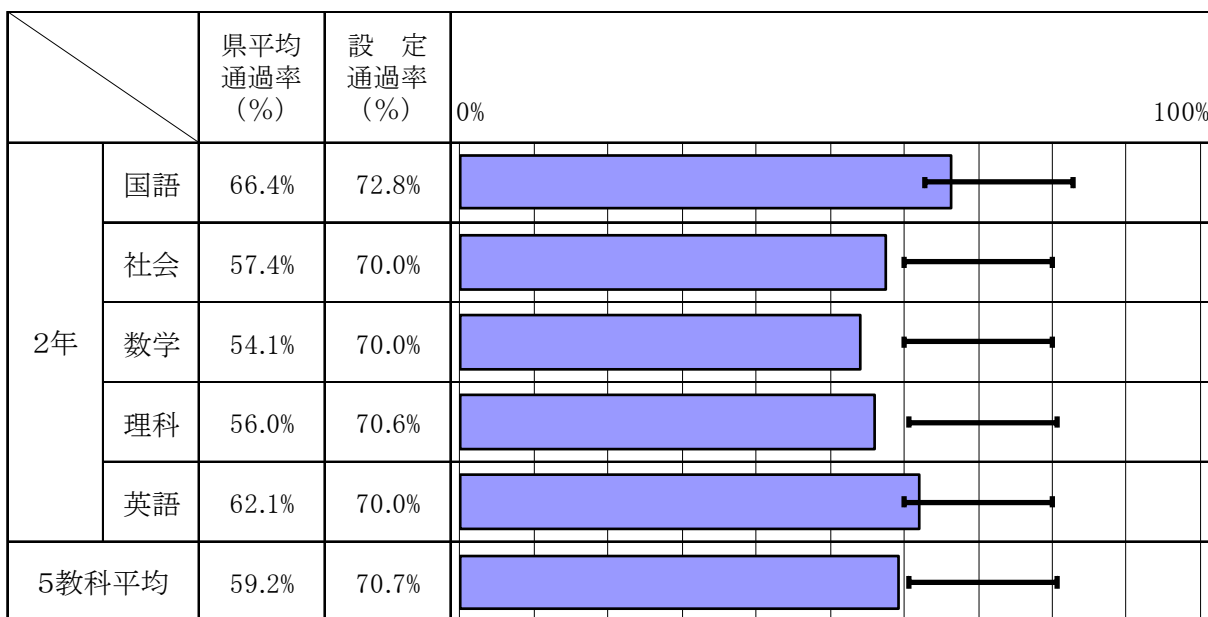
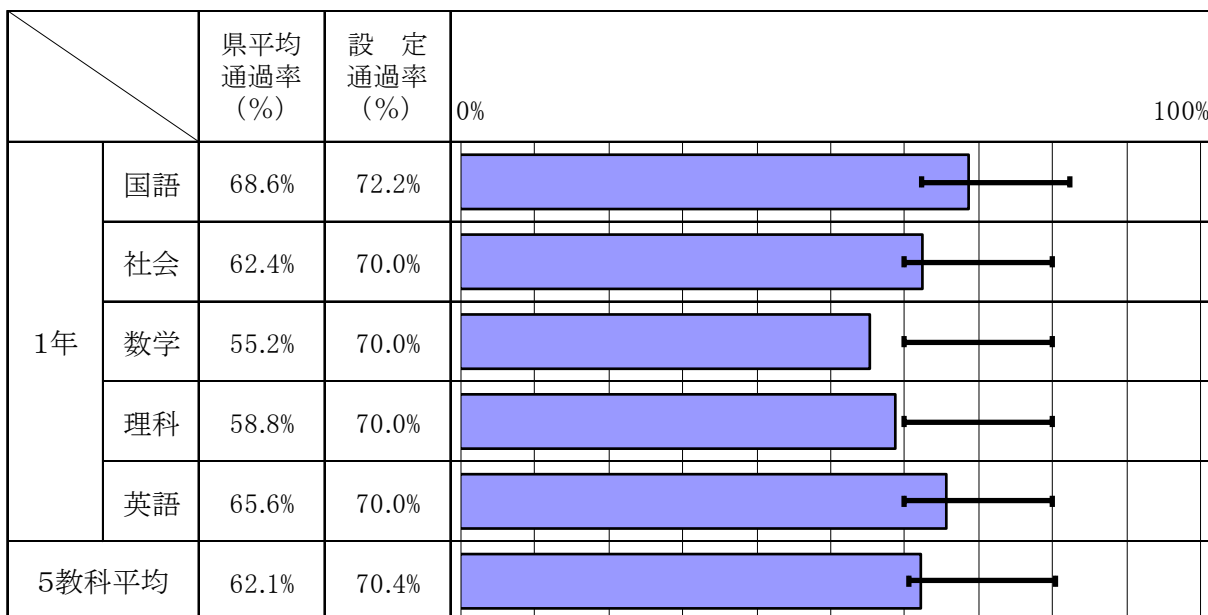
		県平均通過率 (%)	設定通過率 (%)	0%	100%
4年	国語	78.3%	74.6%		
	算数	66.1%	70.6%		
	理科	71.5%	70.0%		
3教科平均		71.1%	71.5%		

		県平均通過率 (%)	設定通過率 (%)	0%	100%
5年	国語	76.5%	75.6%		
	社会	68.7%	70.0%		
	算数	61.8%	70.0%		
	理科	65.9%	70.0%		
4教科平均		68.0%	71.3%		

小学校では、全ての学年・教科のそれぞれの結果が設定通過率の±10%の範囲内にあり、全体的に「おおむね満足」な状況にある。

(2) 中学校の平均通過率 (グラフの「————」は設定通過率の±10%の範囲)

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

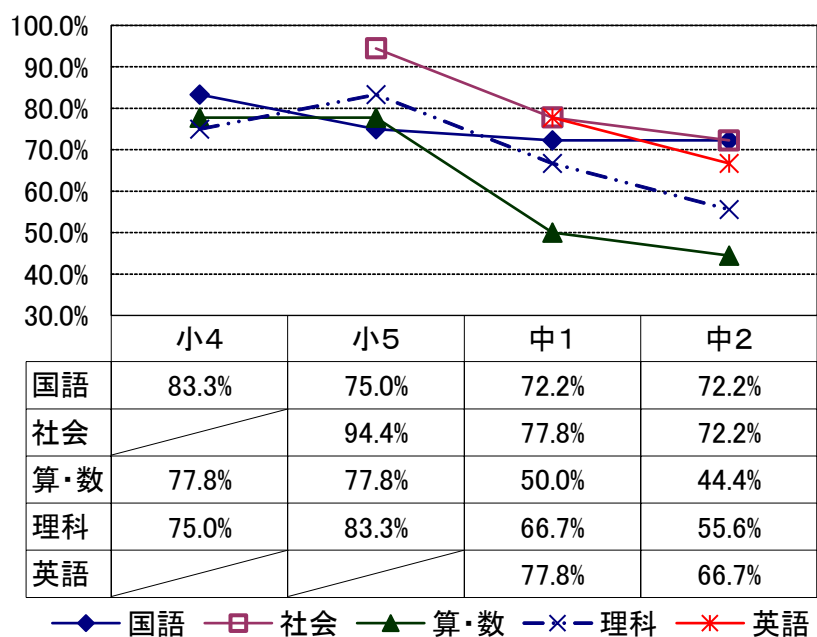


中学校第1学年では国語、社会、英語が、第2学年では国語、英語が設定通過率の±10%の範囲内にあり、「おおむね満足」な状況にある。第2学年社会及び第1学年理科においては、「習得した知識や技能を活用し、思考・判断・表現する問題」の通過率、数学及び第2学年理科においては、「基礎的・基本的な知識及び技能についての問題」の通過率が低い傾向がうかがえる。

(3) 設定通過率との比較

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

設定通過率に対する「十分満足」「おおむね満足」な状況の問題の割合



出題した全設問のうち、「十分満足」及び「おおむね満足」な状況の設問総数及び割合は 292問中209問、71.6%であった。校種別では、小学校が81.3%（112問中91問）、中学校は65.6%（180問中118問）であった。

2 学習の意欲等に関する質問紙調査の結果

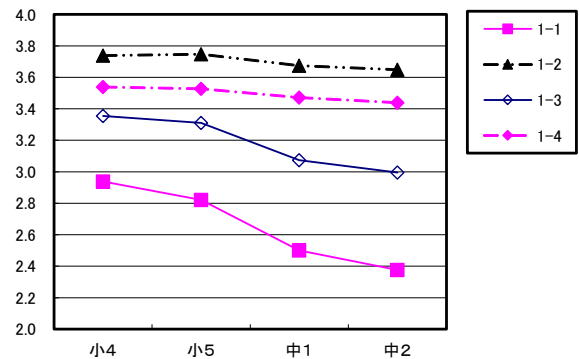
(1) 学習全般についての結果概況

質問項目

- 1-1 勉強が好きだ
- 1-2 勉強は大切だ
- 1-3 学校の勉強がよく分かる
- 1-4 ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい

- ・右のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。
- 「当てはまる」…4点
- 「どちらかといえば当てはまる」…3点
- 「どちらかといえば当てはまらない」…2点
- 「当てはまらない」…1点

4点換算による県の平均



(2) 学習全般について（抜粋）

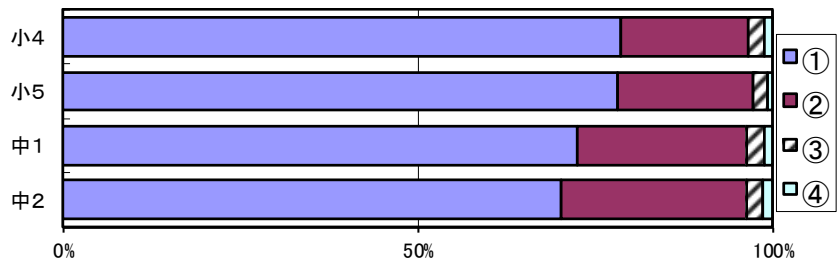
[グラフ等の見方]

- 表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
- 折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

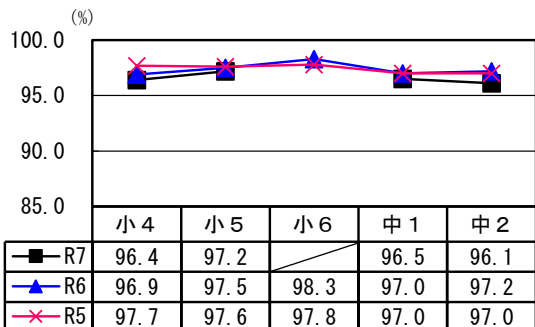
[1-2] 勉強は大切だ

	①	②	③	④
小4	78.4	18.0	2.4	1.1
小5	78.1	19.1	2.1	0.7
中1	72.4	24.1	2.3	1.3
中2	70.0	26.1	2.4	1.4

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



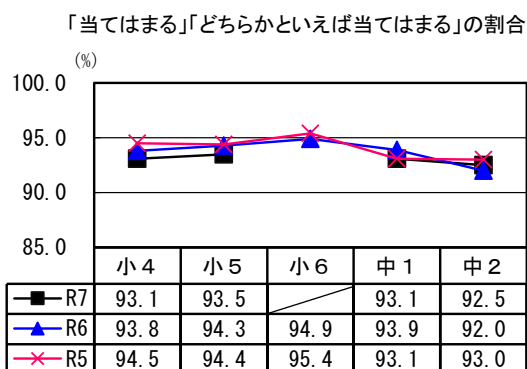
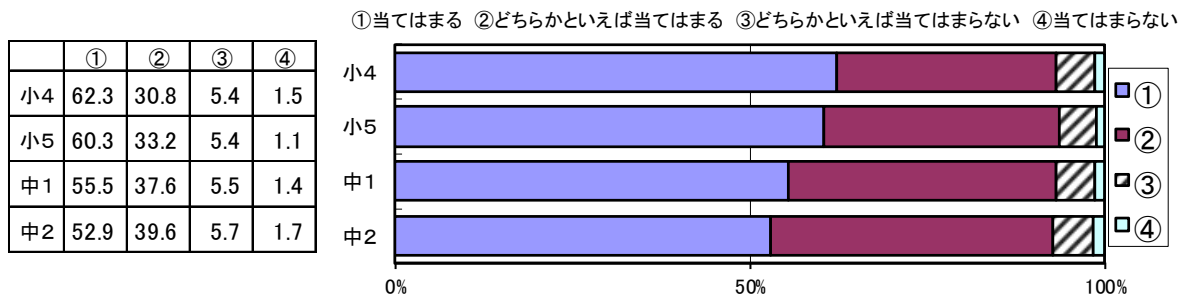
「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



全ての学年で、肯定的な回答の割合が96%以上である。

学ぶことの重要性や意義などを感じながら学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。

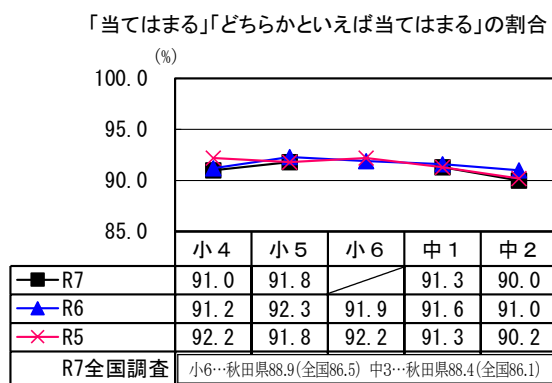
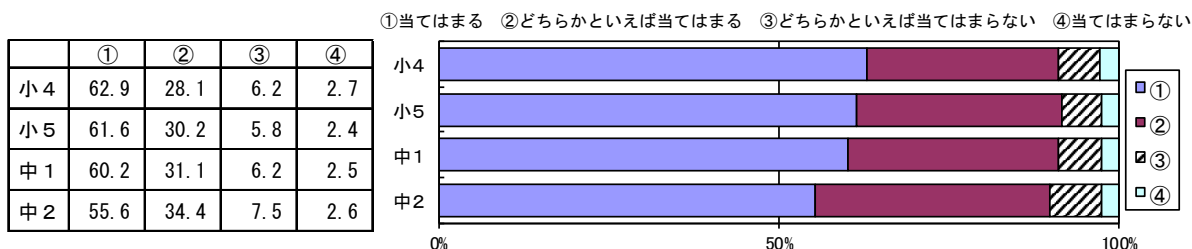
[1-4] ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい



全ての学年で、肯定的な回答の割合が92%以上である。
各教科等で学習する内容を日常生活に役立てようとする意識をもっている児童生徒が多いことがうかがえる。

(3) 生活全般について (抜粋)

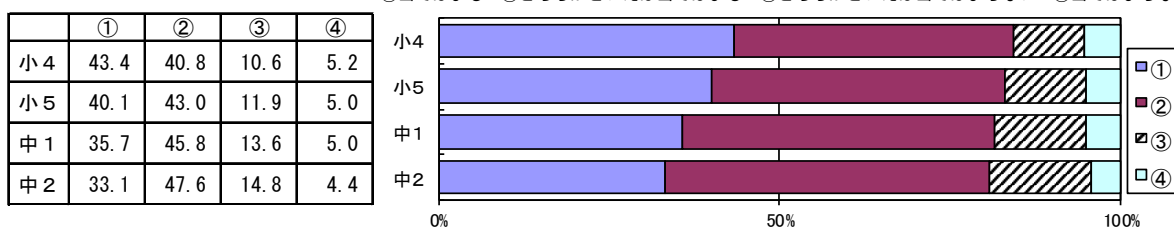
[2-1] 学校が楽しい



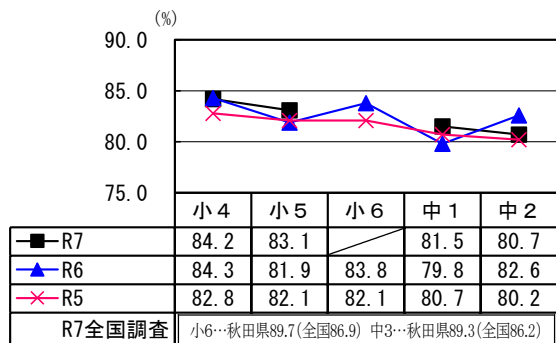
全ての学年で、肯定的な回答の割合が90%以上である。
学校が児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場となるよう、各学校が児童生徒の実態を踏まえ、教育活動を工夫していることがうかがえる。

[2-2] 自分にはよいところがあると思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

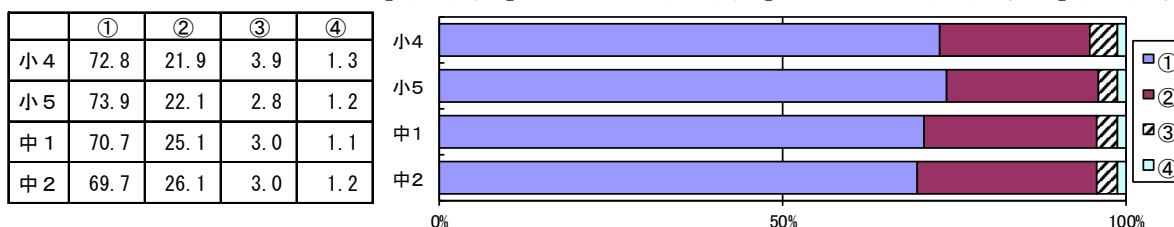


全ての学年で、肯定的な回答の割合が80%以上である。小学校第5学年及び中学校第1学年においては、この3年間で最も高い数値となっている。

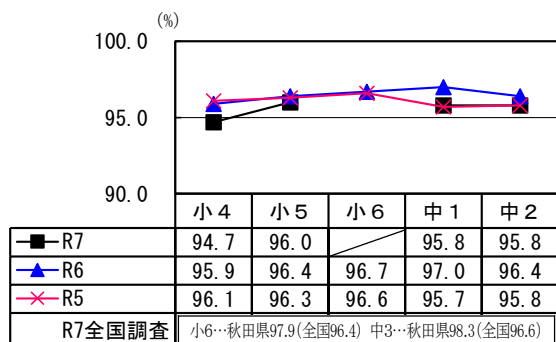
学校生活の様々な場面において、児童生徒が自身のよさや可能性を認識できるよう、教師が働き掛けを充実させていることがうかがえる。

[2-5] 人の役に立つ人間になりたいと思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



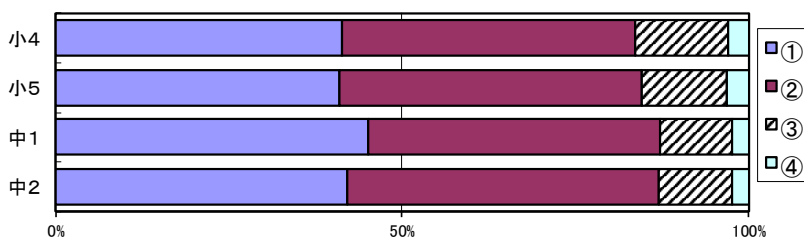
全ての学年で、肯定的な回答の割合が94%以上である。

各学校では、キャリア教育や道徳教育等の取組を通して、児童生徒一人一人が活躍したり、他者から認められたりする場を設けるなどして、自己有用感を高めることができるよう、教育活動を工夫していることがうかがえる。

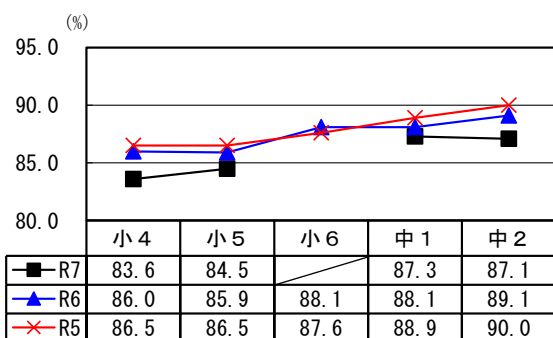
[4-3] ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う

	①	②	③	④
小4	41.3	42.3	13.5	2.9
小5	41.0	43.5	12.4	3.1
中1	45.1	42.2	10.3	2.4
中2	42.1	45.0	10.6	2.3

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



【参考】R7全国調査
小6…秋田県89.5 (全国84.9) 中3…秋田県89.7 (全国84.7)

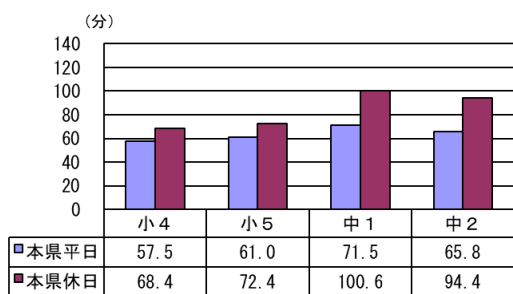
※R7全国調査では「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると思う」という質問であるため【参考】としている。

全ての学年で、83%以上が肯定的な回答をしているものの、この3年間で最も低い数値となっている。

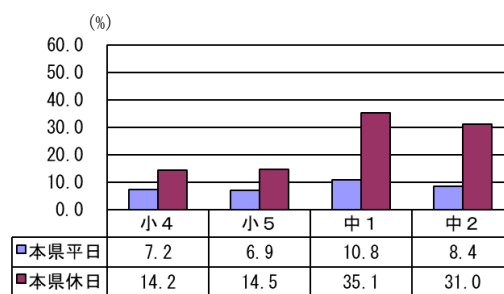
各学校では、他者の多様な考えに触れることが、自分の考えを広げたり深めたりする上で役立つことを児童生徒が自覚できるよう、各教科等の特質に応じて、話し合いの場面設定等を引き続き工夫していく必要がある。

(6) 家庭学習について

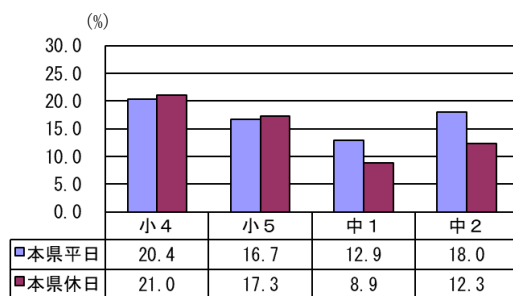
家庭学習の平均時間



2時間以上の割合



全くしない又は30分未満の割合



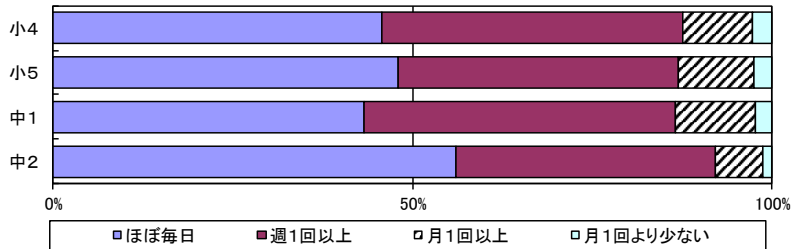
小・中学校とも平日より休日の勉強時間が長く、小学校より中学校の方が家庭学習の平均時間が長くなっている。また、中学校第2学年の「全くしない又は30分未満の割合」は中学校第1学年よりも高くなっている。

(7) ICT活用の状況について

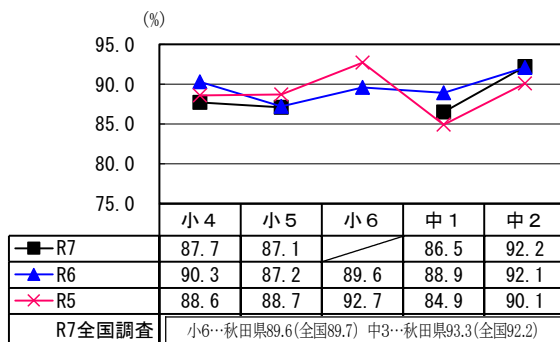
[グラフ等の見方]
 表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
 折れ線グラフ……「ほぼ毎日」「週1回以上」を
 合わせた割合の経年比較

[5-1] ふだんの授業では、コンピュータなどのICT機器をどのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	45.7	42.0	9.7	2.7
小5	48.1	39.0	10.4	2.6
中1	43.3	43.2	11.2	2.3
中2	56.1	36.1	6.6	1.2



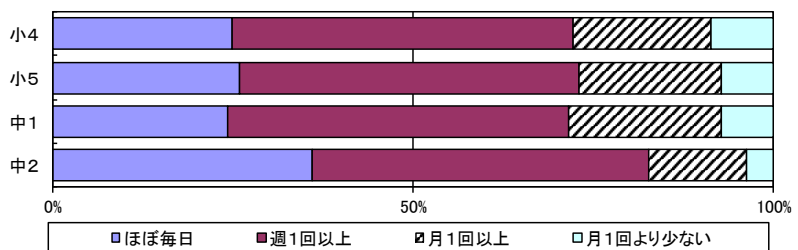
「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合



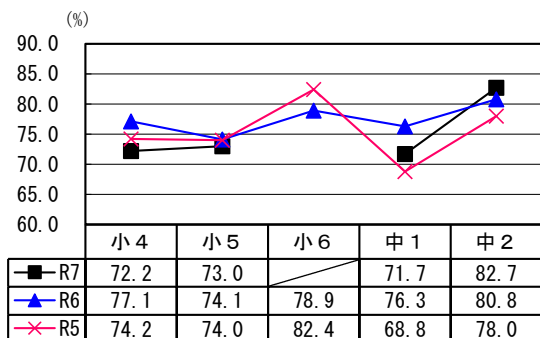
普段の授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していると回答した割合は、小学校では87%以上、中学校では86%以上である。中学校第2学年においては、この3年間で最も高い数値となっている。

[5-2] あなたは、学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どのくらい使用していますか

	ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小4	24.9	47.3	19.2	8.7
小5	26.0	47.0	19.8	7.1
中1	24.4	47.3	21.0	7.3
中2	36.1	46.6	13.6	3.8



「ほぼ毎日」「週1回以上」の割合



学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、週1回以上使用していると回答した割合は、全ての学年で71%以上である。中学校第2学年においては、この3年間で最も高い数値となっている。

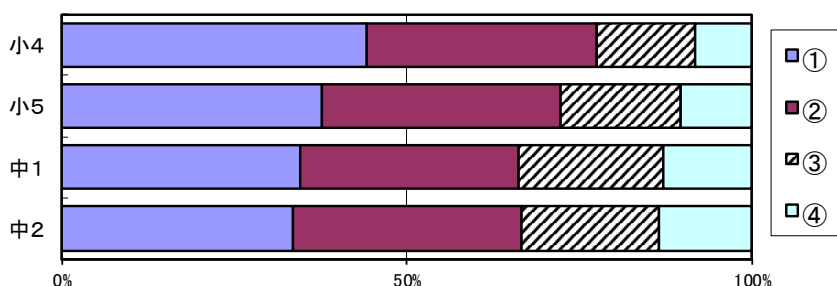
(8) 読書について

[グラフ等の見方]
 表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合
 折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

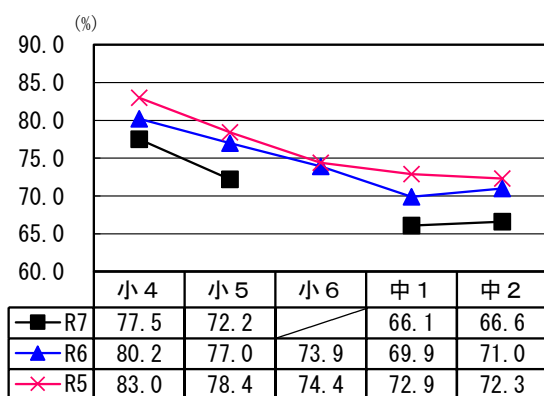
[読書は好きだ]

	①	②	③	④
小4	44.1	33.4	14.2	8.3
小5	37.7	34.5	17.4	10.4
中1	34.5	31.6	21.1	12.8
中2	33.6	33.0	19.9	13.5

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

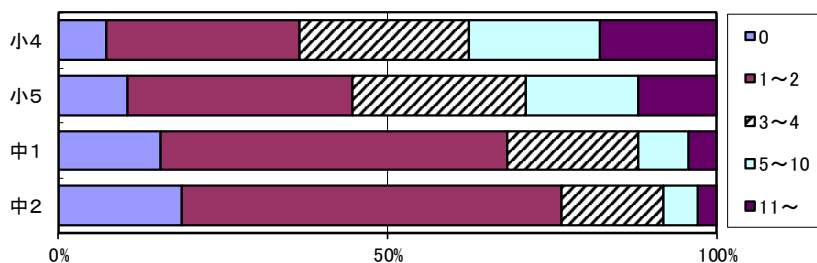


「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の推移



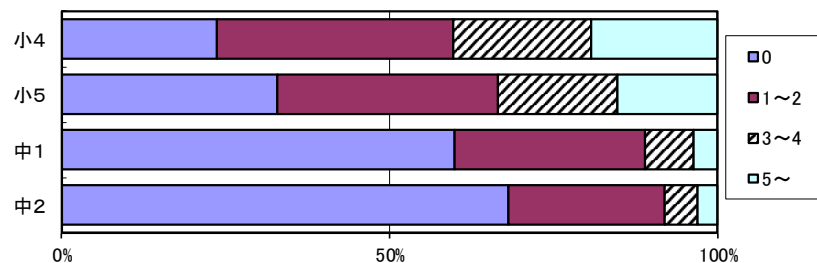
[1か月に何冊くらい本を読むか(教科書・学習参考書・漫画・雑誌や付録を除く)]

	0	1~2	3~4	5~10	11~
小4	7.3	29.3	25.8	19.8	17.8
小5	10.4	34.2	26.4	17.0	11.9
中1	15.5	52.6	20.0	7.6	4.3
中2	18.8	57.7	15.3	5.4	2.8



[1か月に何回くらい図書館を利用するか]

	0	1~2	3~4	5~
小4	23.8	36.0	20.9	19.4
小5	32.9	33.5	18.2	15.3
中1	59.8	29.2	7.4	3.6
中2	68.0	24.0	5.0	3.0



全ての学年において、児童生徒の66%以上が読書は好きだと回答しているものの、この3年間で最も低い数値となっている。全ての学年の児童生徒の81%以上が1か月に1冊以上の本を読んでおり、小学校では、1か月に5冊以上の本を読んでいる児童が28%以上いる。図書館等を月1回以上利用している児童生徒の割合は、小学校ではおよそ7割程度、中学校では3割から4割程度である。

3 調査結果の活用と課題への対応

(1) 調査結果及び報告書の送付

調査実施後、学習状況調査集計・分析システムを活用して各学校の入力データを集計し、1月上旬に調査結果を秋田県学力向上支援Webに掲載した。各学校や各市町村教育委員会では、その結果を閲覧し、自校や管下の学校の平均通過率を県平均通過率と比較するなどして指導の改善等に活用している。また、児童生徒自身が調査結果を基に学習内容の定着の程度を把握することに役立つよう、1月中旬に個人票印刷ファイルを配信した。3月下旬には、調査結果の概況及び考察等を加えた報告書を、「美の国あきたネット」で配信する予定である。

(2) 教科に関する課題

「おおむね満足」な状況に至らなかった学年・教科については、学習指導要領の趣旨等に基づき、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、身に付けた知識及び技能を活用して主体的に問題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等を育む学習活動の一層の充実を図る必要がある。

(3) 令和7年度における改善の手立て

①学校訪問等による指導

通常の学校訪問に加えて、全国学力・学習状況調査の結果分析によって明らかになった各学校の課題の改善に向けた取組と、学習状況調査による検証・改善を支援するため、各学校等の要請に応じた学校訪問等を行った。

②「調査結果の考察」の提示

県教育委員会は、本調査の結果の全県的な状況や明らかになった課題を踏まえ、教科における授業改善のポイントをまとめた「調査結果の考察」を1月下旬に配信した。

③次年度の授業改善に向けた取組の明確化

各市町村教育委員会及び各学校は、本調査の結果を基に成果と課題を明らかにし、次年度の授業改善に向けた方策をまとめる。

(4) 次年度の主な取組

①あきたの教育力充実事業

・学校訪問指導

本調査及び全国学力・学習状況調査の結果分析に基づく各学校の課題の改善に向けた取組と検証・改善を支援するため、各学校の要請に応じて義務教育課及び各教育事務所・出張所、総合教育センターの指導主事等が、学校訪問等による指導を行う。

・秋田県学力向上支援Web及び学習ポータルサイト（わか杉学びネット）

単元評価問題、学習シート等をWebサイトで配信し、基礎的・基本的な知識及び技能等の定着を図るとともに、各学校の授業改善を支援する。

・理数才能育成プロジェクト

中学生を対象に科学好きの裾野を広げ、理数における思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、科学の甲子園ジュニア秋田県大会を開催する。

・検証改善委員会

全国学力・学習状況調査の結果等の分析を基に、本県で推進している探究型授業の取組状況等について検証するとともに、ICTを活用した授業改善に係る教育施策等についての助言及び取組の成果を発信する。

・オンライン・ミーティング

ICTを活用した授業力向上についての協議、有識者による「秋田の探究型授業」の充実に向けた提言等を通して、各学校の授業改善に係る取組の推進を図る。

・情報活用能力に関する指導力向上研修

デジタル学習基盤の効果的な活用事例や、情報活用能力の育成・活用に係る最新の知見等の理解を深め、教員のICT活用指導力の向上を図る。

②ICTを活用した授業力向上事業

ICTを活用した授業力向上事業（令和6・7年度）を継続し、モデル校において伴走型の支援を行うことを通じて、ICT活用と授業力向上を両輪とした授業改善の取組の推進を図るとともに、モデル校の取組の様子を記録・蓄積し、あきたの教育力充実事業における取組を通して発信することで、各学校への事業成果の普及を図る。

令和8年

第4回教育委員会会議

報告事項（2）

令和8年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

令和8年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を含む)

令和8年1月31日現在

高校教育課

①公立高校全日制 (卒業予定者数5,526人)

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	913	905	99.1%	8	-5
県外民間	376	369	98.1%	7	+1
小計	1,289	1,274	98.8%	15	-4
県内公務員	161	153	95.0%	8	+0
県外公務員	117	116	99.1%	1	-4
小計	278	269	96.8%	9	-4
合計	1,567	1,543	98.5%	24	-8

(前年同期比 +0.5ポイント)

②公立高校定時制 (卒業予定者数124人)

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	37	34	91.9%	3	-4
県外民間	9	9	100.0%	0	+0
小計	46	43	93.5%	3	-4
県内公務員	3	3	100.0%	0	+0
県外公務員	1	1	100.0%	0	+0
小計	4	4	100.0%	0	+0
合計	50	47	94.0%	3	-4

(前年同期比 +2.1ポイント)

③私立高校 (卒業予定者数660人)

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	77	71	92.2%	6	-3
県外民間	26	25	96.2%	1	+0
小計	103	96	93.2%	7	-3
県内公務員	5	5	100.0%	0	-1
県外公務員	3	3	100.0%	0	-1
小計	8	8	100.0%	0	-2
合計	111	104	93.7%	7	-5

(前年同期比 +2.6ポイント)

①+②+③県全体 (卒業予定者数6,310人)

	就職希望者数	就職内定者数	就職内定率	未内定者数	未内定者数前年度比
県内民間	1,027	1,010	98.3%	17	-12
県外民間	411	403	98.1%	8	+1
小計	1,438	1,413	98.3%	25	-11
県内公務員	169	161	95.3%	8	-1
県外公務員	121	120	99.2%	1	-5
小計	290	281	96.9%	9	-6
合計	1,728	1,694	98.0%	34	-17

(前年同期比 +0.8ポイント)

県内就職希望の割合 **69.2%** 1,196 / 1,728 人 (前年同期比 -4.3ポイント)

内訳 男	65.9%	727 / 1,103 人
女	75.0%	469 / 625 人

県内就職の割合 **69.1%** 1,171 / 1,694 人 (前年同期比 -4.4ポイント)

内訳 男	65.7%	714 / 1,087 人
女	75.3%	457 / 607 人

令和8年

第4回教育委員会会議

報告事項（3）

令和9年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

秋田県教育委員会

令和9年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

特別支援教育課

1 入学者選考の期日

- 視覚支援学校・聴覚支援学校幼稚部、特別支援学校高等部及び高等部専攻科

選考日 令和9年2月26日（金）

合格発表日 令和9年3月5日（金）

- 栗田支援学校高等部総合サービス科

選考日 令和9年1月29日（金）

合格発表日 令和9年2月5日（金）

2 選考方法

教育相談での観察及び在籍（出身）学校からの調査書に基づく面接を基本とし、各学校の実情に応じて学力検査、作業能力検査等を行う。

3 その他

入学者選考に関する募集人員その他必要な事項は、令和8年9月中旬に公告する予定である。